

平成14年3月12日

金融庁長官

森 昭 治 殿

大日光信用組合

金融整理管財人 天 谷 明 義



金融整理管財人 谷 田 容 一



預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

I はじめに

大日光信用組合は、平成13年11月16日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年2月12日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った大日光信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、大日光信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の1つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人、金融整理管財人補佐人等で構成する責任解明のための調査事務局を設置し、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきましたので、その今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、

決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきましたが、これまでのところ、刑事責任の追及に相当する事案を発見するには至っておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年9月末基準で実施した自己査定の結果、貸出金の不良債権化が主な要因となって10億円余の債務超過状態に陥っていることが判明し、自主再建の断念・破綻公表へと至ったものです。この自己査定による破綻先・実質破綻先に対する貸金債権は3,052百万円（74件）であるところ、うち100百万円以上の大口融資先は1,640百万円（11件。金額で53.7%）となっています（いずれも、未収利息、仮払金等を含み、かつ、直接償却額を合算した総債権）。

そこで、上記破綻先・実質破綻先の中から、償却・引当額の多寡、関係職員の概要説明等をもとに、大口先及びこれらについての関連融資（代表者個人への融資等）も含めて調査することとしました。

調査の方法としては、上記調査対象の融資先に係る平成4年以降の取引について、貸出稟議書（付属書類を含む。）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情を聴取するなどして、取引の推移、融資に至る経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、当組合に関連企業はありませんが、役員、その親族及びこれらの経営する企業に対する融資に関し、違法性がなかったかどうかについても調査・検討しました。

なお、当組合においては、預貸率が高く、有価証券等への余資運用は小規模なものでしたが、前記自己査定において、株式投資信託（1

件)についてもロスが生じていることから、この問題についても、関係帳簿類を精査し、役職員及び証券会社担当者から事情を聴取するなどして調査・検討を行いました。

2 調査の結果

(1) 調査した大口融資先等のほとんど全てにわたる問題点として、大幅な保全不足が挙げられます。特に、途中で貸増しを行い与信額を増大させる過程において、追加担保を徴求することなく漫然と従前の担保を援用するだけであったり、徴求してもその担保価値は新たな与信額に遙かに及ばない融資案件が、常勤役員の決裁のもと、そのまま実行されたという事例が多数あります。

(2) 融資先の財務内容や事業計画の調査・検討も不十分であり、融資金の使途、返済の原資については稟議書に一応記載されているものの、融資先の説明を援用するだけで裏付資料がなく、回収に懸念なしとは到底いえない案件を、常勤役員がそのまま決裁しているというものも少なくありません。中には、融通手形の疑いのある手形を反覆継続的に割り引いていたという事例もあります。

また、当組合の当座勘定で不渡事故を発生させた融資先や、財務内容が悪化して手形貸付の返済に行き詰まり分割返済の証書貸付に切り替えた融資先に対し、その後も新規貸出を継続し融資残高を大きく膨らませた事例もあります。

(3) 以上のような融資の意思決定過程における判断の誤りが、不良債権発生の一因をなしていることは否定できません。

(4) 当組合においては、従前、営業部門と独立して融資の審査等を行う組織がなかったところ、平成8年2月に融資審査及び債権管理を統括する部門が創設され、また、平成9年7月には大口の融資案件（貸

出20百万円超の新規先、残高50百万円以上の既往先に係る融資等)につき審査を行う機関として、融資審査委員会が設置されました。

しかしながら、実態は、審査管理部門の意見よりも営業部門の意見が重用され、融資審査委員会の審査も形骸化していたことが、貸出稟議書等の記録にも顕れています。審査の担当部長が保全不足等を理由に「否」とした案件につき、上司である常勤役員らは何ら理由を示すことなく「可」と決裁した事例も見受けられ、内部牽制機能は全く働いていなかったといっても過言ではありません。

(5) 債権回収の面に関しては、期日管理が疎漏で延滞を長期間放置していた事例があり、また、業績、財務内容の好転を見込むに足る客観的資料もないのに、融資先の言うがまま、漫然と条件変更や書替えをし、返済原資を関連会社等に貸し付けるというようなことが繰り返行われてきました。しかしながら、これまでの調査で把握した事実関係からは、損害賠償責任原因となるような事例を認めるには至っておりません。

(6) 役員等に対する融資に関しては、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条、中小企業等協同組合法第38条の規定により必要とされる理事会の承認につき、形式上承認の決議は経ているものの、事後承認扱いとされたケースも多く、実質的な審議はなされていないというものが殆どです。しかしながら、当該融資自体には、これまでのところ違法性・不当性は認められず、現時点では当組合の破綻・損害との因果関係を認めることも困難です。

なお、役員等に対する融資案件を含めて、役員がその地位を利用して不当な融資を引き出したり、役職員の情実等により大口の融資がなされたというような事案は見当たりませんでした。

(7) 余資運用につき株式投資信託で前記のとおりロスが生じた問題については、購入時における価格の動向、購入の動機（下落しつつある

証券投資信託の買替え)等に照らし、購入自体を違法・不当ということはできません。その後当該証券に値下がり傾向が生じた中で「損切り」のタイミングを逸したということはできるものの、損失の発生についての予見可能性に関しては、確たる判断をすることは困難であり、現時点では、損害賠償責任原因と認めるには至っておりません。

3 調査結果に基づく検討

(1) 以上の調査結果につき、民事責任の有無を検討する必要があると思われる問題点を掲げれば、次のとおりです。

① 大幅な保全不足のもとで行った融資案件

調査対象の大口融資先等のうち、当初から大幅な保全不足をきたしていたものは6件、貸増しの結果大幅な保全不足に陥ったものは7件あり、いずれもその後不良債権化して多額の償却・引当を余儀なくされました。保全不足を看過ないし容認してこれら融資の決裁を行った常勤役員らの責任が問題となります。

② 保全不足で返済能力もなくなった融資先に対し多額の貸増しを行った案件

当組合の当座勘定で不渡事故を発生させた融資先に対し、その後も新規貸出を継続して融資残高を膨らませた案件、及び財務内容が悪化して手形貸付の返済に行き詰まり分割返済の証書貸付に切り替えた融資先に対し、その後も新規貸出を継続して融資残高を膨らませた案件です。いずれも、その後破綻した融資先であり、上記貸増しによるロスの拡大につき、これら融資の決裁を行った常勤役員らの責任が問題となります。

③ 融資金の使途、返済原資等につき虚偽又はその疑いがあり回収が懸念されるのに融資を行った案件

調査対象の大口融資先等のうち、1件につき、融通手形である疑いのある手形を長期間にわたり反覆継続して割り引いていたことが認められます。また、2件につき、融資金の流用を疑うべき事情があるのに融資先の言を鵜呑みにして融資を実行し、何らの調査も行わずに、更に同じ用途を名目として重複融資を行っています。いずれも、回収はゼロという結果に終わっており、これらについても、決裁を行った常勤役員らの責任が問題となります。

- (2) 上記問題点に関しては、主として、中小企業等協同組合法第38条の2第1項、第42条において準用する商法第254条第3項、民法第644条に基づく理事の責任（任務違背、善管義務違反による損害賠償責任）が問題となります。

しかしながら、具体的に損害賠償の請求を行い、あるいは損害賠償請求訴訟を提起するためには、各案件ごとに、融資審査の過程でなされた当該理事らの作為又は不作為の内容、当組合の蒙った損害額、当該融資と損害との因果関係等を個別・具体的に確定させなければならないところ、これらの点に関しては更に詳細な調査・検討が必要であり、現時点では提訴等の是非を決定し、その実行に踏み切るまでには至っていません。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する民事責任追及の根拠となる可能性のある案件は見出されたものの、具体的に損害賠償の請求を行い提訴に及ぶべきかどうか、どのような請求を行うべきかを決定するためには、更に調査・検討が必要であり、平成14年3月25日予定の事業譲渡（当管財人らの任務終了）までに結論を出し、実行に移すことは極めて困難な状況にあります。また、今後、株式会社整理回収機構の調査等により、新たな事実が判明する可能性もあります。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収

機構において引き続き責任追及が行いえるよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。